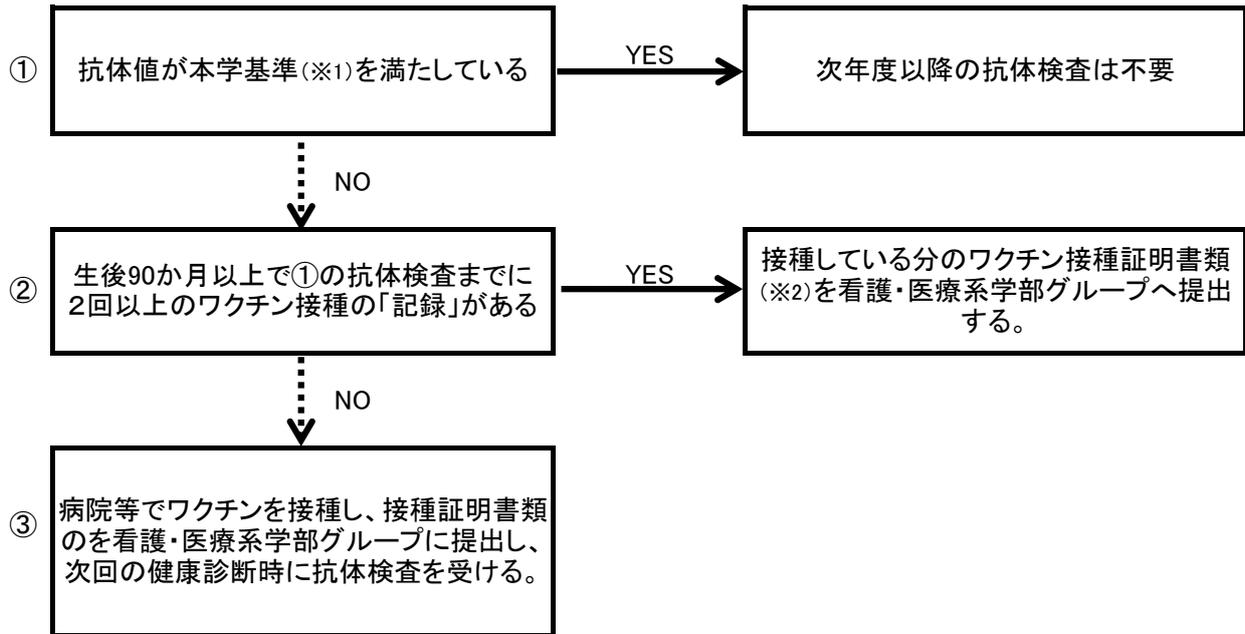
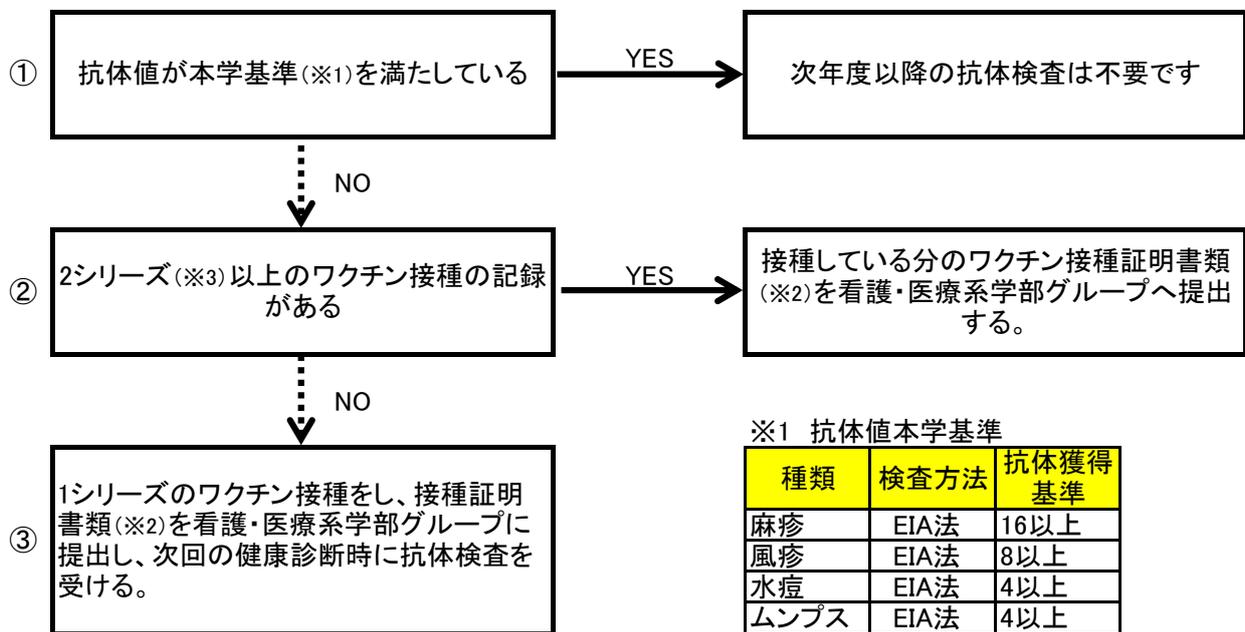


＜2018年度以前入学者用＞

小児感染症(麻疹、風疹、ムンプス、水痘)



B型肝炎



※1 抗体値本学基準

種類	検査方法	抗体獲得基準
麻疹	EIA法	16以上
風疹	EIA法	8以上
水痘	EIA法	4以上
ムンプス	EIA法	4以上
B型肝炎	CLIA法	10以上

- ※2 ワクチン接種証明書とは、母子健康手帳のコピー、接種医による予防接種証明書など、**「いつ」「誰が」「どこで」「何を」接種したかが分かるものをいいます。**
 (看護学科は、予防接種報告書を提出するよう指定されているので注意してください)
 ・診断書は発行費用が必要な場合があります。
 ・領収書や診療明細書の場合は、原本を予防接種報告書(学務第3課で配布)に貼付して提出してください(ロットシールが必要です)。
 ・原本を提出していただくので、各自でコピーを取るなど、ご自身でも接種履歴を管理してください。
 ・母子健康手帳のコピーを提出する場合は、母子健康手帳の原本と該当ページのコピーを持参してください。窓口で確認して、コピーを受領します。
 ・接種を証明できる書類がない場合は、接種回数には含めません。
- ※3 B型肝炎のワクチン接種は、3回接種(①初回、②初回から1か月後、③初回から6か月後)を1シリーズとします。